

## 曹操の軍事思想——魏武注『孫子』を中心として——

渡邊 義浩

はじめに

三國曹魏の基礎を築いた曹操は、陳壽が「非常の人、超世の傑（非常之人、超世之傑）」（『三國志』卷一 武帝紀評）と称するような万能の天才であった。その多才ぶりは次のように伝えられる。

軍を御すこと三十餘年、手に書を捨てず、晝は則ち<sup>①</sup>武策を講じ、夜は則ち<sup>②</sup>經傳を思ひ、<sup>③</sup>高きに登りては必ず賦し、新詩を造るに及びては、之を管弦に被<sup>あ</sup>はせ、皆樂章を成す。<sup>④</sup>才力人に絶し、手づから飛ぶ鳥を射て、躬づから猛獸を禽らふ。

曹魏を正統とする王沈の『魏書』の記述であるため、多少の誇張はあるうが、<sup>④</sup>才知と膂力に秀で、<sup>①</sup>武略と<sup>②</sup>經學に通じた曹操は、<sup>③</sup>「文學」という新たな価値観を宣揚することにより、荀彧ら「名士」の存立基盤であった儒教の価値を相対化した。<sup>③</sup>さらには、草書・音樂・圍碁（囲碁）・養性・方藥を得意とする多才を示していたという（『三

『國志』卷一 武帝紀注引張華『博物志』。

それらの中でも、後漢末の混乱を平定する際に、最も重要であった曹操の「武」に関する著作について、『隋書』經籍志三子部兵家は、「<sup>①</sup>孫子兵法二卷。吳の將たる孫武の撰、魏の武帝の注。<sup>②</sup>孫子兵法一卷。魏武、王凌の集解。<sup>③</sup>續孫子兵法二卷。魏の武帝の撰。<sup>④</sup>兵書接要十卷。魏の武帝の撰。<sup>⑤</sup>兵法接要三卷。魏の武帝の撰。<sup>⑥</sup>兵書略要九卷。魏の武帝の撰。<sup>⑦</sup>魏武帝兵法一卷」があつたと伝える。<sup>③</sup>①は現行の魏武注『孫子』十三篇と考えてよく、②はそれに対して曹魏の太尉となつた王凌が著した集解である。③は曹操が現行の十三篇以外の『孫子』を見た可能性を示すものでもあるが、これ以上の手がかりはない。④は卷数は異なるものの⑤・⑥と共通するものと考えられ、後掲するように『太平御覽』に佚文が残る。本稿では、④の『兵書接要』という名を用いたい。⑦は、曹操独自の兵法である可能性を持つが、逸文などの手がかりはない。

このように、曹操の著作のうち今日まで完存したものは、春秋時代の吳將の孫武が撰したという①『孫子兵法』二卷、十三篇に付けた魏武注だけである。『孫子』には、曹操の後にも注釈が書かれ、それらは『十一家注孫子』（あるいは『十家注孫子』）としてまとめられているが、十一家の中でも曹操の注は、最も尊重されてきた。高い評価の理由には、現行の『孫子』十三篇のテキストが、曹操により定められたという事情もある。

それでは、曹操によるテキストの定立、そして魏武注の解釈は、いかなる思想に基づき行われたのであろうか。また、曹操の軍事思想は、どのような特徴を持つのであろうか。本稿は、魏武注『孫子』を中心に、曹操の軍事思想を説明するものである。

## 一、二人の孫子と二種の『孫子』

曹操の軍事思想を検討する前提として、曹操が兵書の中で最も優れるとして注を付けた『孫子』とその著者の知見を整理することから始めよう。曹操は、『太平御覽』に伝わる「序」において、次のように述べている。

曹公の孫子兵法の序に曰く、「操聞くならく、上古に弧矢の利ありと。論語に曰く、「食を足し兵を足す」と。

尚書の八政に曰く、「師」と。易に曰く、「師は貞なり」と。傳に云ふ、「王赫として斯に怒る」と。黃帝・湯・

武、咸干戈を用ひて民を爲むるなり。武を用ひる者は滅び、文を用ひる者は亡ぶ、夫差・偃王是れなり。①聖

賢の兵に於けるや、戢めて時に動き、已むを得ずして之を用ふ。②吾兵書・戰策を觀るに、孫武深し。孫子な

る者は、齊の人なり、名は武。吳王の闔閭の爲に、兵法一十三篇を作り、之を婦人に試み、卒に以て將と爲る。

西のかた強楚を破りて郢に入り、北のかた齊・晉を滅す。後百餘歳にして、孫臏有り、是れ武の後なり」と。④

曹操は、『論語』『尚書』『周易』『春秋左氏傳』において「武」が尊重されていることを確認したのち、武だけで滅んだ吳王の夫差、文だけで滅んだ徐の偃王の事例を挙げ、①聖賢は兵を用いないことを原則としながら、やむを得ない場合にこれを用いる、とする。後述するように、これは『孫子』の基本的な戦争観と同じである。したがって、②多くの兵書を見てきたが、孫武の『孫子』が最も深い、と曹操は述べている。

そののち、曹操が言及するように、『史記』卷六十五 孫子・吳起列傳は、春秋時代の吳で活躍した孫武のほかに、その子孫であるという戦國時代の齊で活躍した孫臏の伝記を収録する。また、『漢書』藝文志は、二種の『孫子』を

著録するが、唐の顔師古が次のような注を付けたことで、二種の『孫子』は二人の孫子と組み合わされた。

吳孫子兵法 八十二篇<sup>二</sup>。圖 九卷。「<sup>二</sup>師古曰く、「孫武なり、闔廬に臣たり」と。齊孫子 八十九篇<sup>三</sup>」。圖 四卷。「<sup>二</sup>師古曰く、「孫臏なり」と。<sup>五</sup>

このように、顔師古は、『漢書』に著録される「吳孫子兵法」を吳で活躍した孫武、「齊孫子」を齊で活躍した孫臏の著作と比定した。しかし、「吳孫子兵法」の八十二篇は、現行の『孫子』十三篇と篇数が合わず、何よりも『孫子』十三篇だけが伝わったことにより、現行の十三篇は、どちらの孫子の著作であるか、という視座が生まれた。そして、孫武の歴史状況に相應しくない記述が十三篇に含まれることから、現行の十三篇は、孫臏の著作であるという説が有力であった。<sup>六</sup>

しかし、一九七二年に山東省臨沂県銀雀山漢墓群から出土した「銀雀山漢墓竹簡」（「銀雀山漢簡」と略称）により、状況は一変した。出土遺物の分析より前一四〇〇～一八八年前ごろと判明した、漢簡が出土した一号墓から、『孫子』・『尉繚子』・『晏子春秋』・『六韜』・『管子』の一部を含む、兵書を中心とした竹簡が出土したのである。現行の『孫子』に対応する竹簡は一五三枚、約二七〇〇字で、現行の『孫子』の約四割に当たる。そのほか、現行の『孫子』にはない、「孫子曰」から始まる多数の竹簡があり、その内容に孫臏と齊の威王や田忌（陳忌）との対話が含まれていたため、『銀雀山漢墓竹簡（壹）』（文物出版社、一九七五年）は、『孫子』十三篇とは別に、三十篇からなる『孫臏兵法』を編纂した。

これにより、「銀雀山漢簡」には、孫武（著）『孫子』十三篇（＝吳孫子兵法）、孫臏（著）『孫臏兵法』（＝齊孫子）の二つの『孫子』が含まれると考えられた。その後に出版された『銀雀山漢墓竹簡（壹）』（文物出版社、一九八

五年)では、『孫臏兵法』の内容が変更された。「孫子曰」から始まらない篇を外したことで、三十篇とされていた『孫臏兵法』は十六篇とされ、「擒龐涓」「見威王(仮題)」「威王問」「陳忌問壘」の四篇だけが、確実な『孫臏兵法』とされたのである。二〇二一年から、「銀雀山漢墓簡牘集成」全十巻の出版が開始され、原寸大の彩色の写真と、竹簡裏面の編綴も踏まえた釈文が新たに公開され、『孫臏兵法』は、『銀雀山漢墓簡牘集成(貳)』(文物出版社、二〇二一年)に収録された。そこでも、『孫臏兵法』を十六篇とすることは、『銀雀山漢墓竹簡(壹)』(文物出版社、一九八五年)と同じである。

『孫子』と『孫臏兵法』の両方を含む「銀雀山漢簡」は、「齊孫子」(齊系字体の写本)であり、それとは別に「吳孫子兵法」(南方系字体の写本)が漢に伝わっていた、と主張する<sup>(八)</sup>。それぞれを孫武・孫臏の著作と注をつけた顔師古の呪縛から逃れ、「銀雀山漢簡」は『孫子』と『孫臏兵法』を含んだ「齊孫子」と考えるべきであろう。

それは、『孫子』と『孫臏兵法』の著者を孫武・孫臏に限定することも、「銀雀山漢簡」により否定できるためである。「銀雀山漢簡」の『孫子』用間篇には、「□衛師比在陘、燕之興也、蘇秦在齊」という十四字が存在する。浅野裕一は、蘇秦の活躍が前四世紀であるため、「銀雀山漢簡」の『孫子』本文は、前三〇〇年ごろに手が加えられているとする<sup>(九)</sup>。また、注(八)所掲平田著書は、用間篇は前三世紀に書かれて『孫子』十三篇の一つとなったが、後世の者が時代錯誤に気づいて十四字を削った、とこの事例を説明する。そして、吳・越に関する『孫子』の記述を検討して、『孫子』十三篇の成立時期を前三世紀に下るとした。当然、『孫子』は、孫武だけの著作ではない。

そして注(八)所掲平田著書は、『孫臏兵法』陳忌問篇に、「孫氏の道は天地に合ふ<sup>かな</sup>」とある表現に着目する。そして、「孫氏の道」こそ孫武を祖とする学派の名称であるとし、その実力が評価されたのは、吳と越との戦いによる。

このため、現行の『孫子』十三篇では、越への言及部分に違和感がある。十三篇は「孫氏の道」を奉ずる孫氏学派たちにより、次第に形成されていった、とするのである。さらに李零や詹立波は、「銀雀山漢簡」に含まれる「四變」や「吳問」は、十三篇『孫子』の注釈である、と主張している<sup>(11)</sup>。

このように「銀雀山漢簡」が出土することにより、『漢書』藝文志に著録されていた「吳孫子兵法」と「齊孫子」の概要を把握し得た。これらの書は、現行『孫子』十三篇中の中核を占める孫武の著述に、「擒龐涓」「見威王（仮題）」「威王問」「陳忌問壘」篇などから成る孫臏の著述を加えた、孫氏一派の共有テキストの地域的異本、具体的には「齊孫子」と考え得るのである<sup>(12)</sup>。それと同時に、『孫子』の傳承における曹操の決定的な役割もまた浮かび上がる。「銀雀山漢簡」の後に、『孫子』の姿を伝えるものは、曹操が定めた『孫子』十三篇となるためである。曹操は、「吳孫子兵法」や「齊孫子」から、直接『孫子』十三篇を切り出したのであろうか。

## 二、曹操の『孫子』定立と校勘

曹操は、『漢書』藝文志が著された後漢の章帝期に存在した「吳孫子兵法八十二篇」、あるいは「齊孫子八十九篇」から、『史記』に記される「十三篇」に合わせて、孫武の著作を選んだのであろうか。それとも、現行の「十三篇」に近い近づいていた複数の『孫子』を校勘して、本文を定立したのであろうか。『史記』に記載される孫武の逸話（以下、「孫武練兵」と曹操の軍令との影響関係を考えることから始めたい。

『史記』孫子・吳起列傳には、孫武の練兵について、次のような記述がある。

孫子武なる者は、齊人なり。兵法を以て吳王の闔廬に見ゆ。闔廬曰く、「子の十三篇、吾盡く之を觀たり。以て小か試むるに兵を勒とどふ可きか」と。對へて曰く、「可なり」と。闔廬曰く、「試むるに婦人を以てす可きか」と。曰く、「可なり」と。是に於て之を許し、宮中の美女を出だして、百八十人を得たり。孫子分ちて二隊と爲し、王の寵姬二人を以て各々隊長と爲し、皆戟を持たしむ。之に令して曰く、「汝心と左右の手・背を知るや」と。婦人曰く、「之を知る」と。孫子曰く、「<sup>②</sup>前なれば、則ち心を視、左なれば、左手を視、右なれば、右手を視、後なれば、即ち背を視よ」と。婦人曰く、「諾」と。約束既に布き、乃ち鈇鉞を設け、即ち三たび令し五たび之を申ぬ。是に於て之を鼓して右とせば、婦人大いに笑ふ。孫子曰く、「約束明らかならず、申令熟らざるは、將の罪なり」と。復た三たび令し五たび申ねて之を鼓して左とせば、婦人復た大いに笑ふ。孫子曰く、「<sup>③</sup>約束明らかならず、申令熟らざるは、將の罪なり。既に明らかなして法の如からざる者は、吏士の罪なり」と。乃ち左右の隊長を斬らんと欲す。吳王臺上より觀るに、且に愛姬の斬られんとするを見て、大いに駭く。使を趣かせ令を下せしめて曰く、「寡人己に將軍の能く兵を用ひるを知れり。寡人此の二姬に非ずんば、食も味を甘うましとせず。願はくは斬ること勿かれ」と。孫子曰く、「臣既に命を受け將と爲る。<sup>④</sup>將軍に在りては、君命も受けざる所有り」と。遂て隊長の二人を斬りて以て徇とよふ。其の次を用ひて隊長と爲し、是に於て復た之に鼓す。婦人左右前後に跪起すること皆規矩繩墨に中たり、敢て聲を出づること無し。是に於て孫子使をして王に報ぜしめて曰く、「兵既に整齊せり。王試むるに下りて之を觀る可し。唯だ王の欲する所に之を用ひなば、水火に赴くと雖も猶ほ可なり」と。<sup>(三)</sup>

このように「孫武練兵」は、孫武が練兵を行い、女官を①太鼓（軍鼓）により、②前後左右に動かさうとしたが、

③命令が聞かれなかつたため、隊長に任命した王の寵姫を斬殺したことを記す。その際、軍における將軍の專斷權を述べる④は、現行の『孫子』九變篇に同文が記されている。

曹操は、『孫子』に注を付けると共に、「軍令」により自らの意志を軍に伝えていた。唐の杜佑の『通典』に残る「步戦令」では、次のように述べている。

步戦令に曰く、「<sup>①</sup>嚴鼓一通せば、步騎悉く裝ふ。再通せば、騎は馬に上り、歩は屯に結ぶ。三通せば、次を以て之を出で、幡の指す所に隨ひて、住まりて屯を幡の後に結ぶ。急鼓の音を聞かば、陣を整へ、斥候する者は地形の廣狹を視、四角の面により表を立て、戦陣の宜しきを制す。諸々の部曲は、各々自らの部に安んず。陣兵の疏數、兵曹舉白するに令の如からざる者は斬る。兵若し陣を作り敵に對はんと欲さば、營先づ表を白し、乃ち兵を引き表に就きて陣す。陣に臨みては皆謹諱すること無く、明らかに鼓の音を聽き、<sup>②</sup>旗幡の麾前なれば則ち前み、麾後なれば則ち後き、麾左なれば則ち左し、麾右なれば則ち右す。令を聞かずして擅に前後左右する者は斬る。<sup>③</sup>伍中に進まざる者有らば、伍長之を殺す。伍長に進まざる者有らば、什長之を殺す。什長に進まざる者有らば、都伯之を殺す。督戦する部曲將は、刃を抜き後に在りて察し、令に違ひて進まざる者は、之を斬る。一部敵を受くるも、餘部進みて救はざる者は斬る」と。<sup>(一四)</sup>

曹操の「步戦令」には、「孫武練兵」や現行の『孫子』十三篇には含まれない、太鼓と旗の使い方、陣を形良く布くために標識を作るといった、軍の具体的な運用法も述べられている。また、「孫武練兵」では、孫武と二人の隊長しかいなかった軍に、「伍長・什長・都伯」といった部隊長が置かれ、それぞれが率いる兵の生殺与奪權を持つことで、命令どおりに進軍させることが述べられている。それでも、①太鼓（軍鼓）により、また旗を使って軍を②前後



左右に動かし、③命令に反するものを斬る、という軍の運用方法の基本は、「孫武練兵」をそのまま継承している。すでに引用した「序」でも「孫武練兵」に言及していたように、曹操が、現行の『孫子』十三篇に含まれない「孫武練兵」を尊重し、自らの軍の運用方法の骨格に据えていることは明らかである。

「銀雀山漢簡」には、「見吳王」と仮題を付けられ、『孫子』の逸篇と位置づけられた篇がある。その内容は、「孫武練兵」とほぼ同じである。「銀雀山漢簡」と『史記』の執筆年代を比べると、『史記』が「見吳王」に基づいて、「孫武練兵」を記したことは明らかである。そして、「見吳王」には、司馬遷が採用しなかった次のような文章が含まれる。

〔1〕兵法に曰く、「〔2〕令せず聞かしめざるは、君將の罪なり。〔3〕已に令し已に申ぬれば、卒長の罪なり」と。

〔4〕兵法に曰く、「善を賞するは賤より始め、……を罰するは……。」

（一五）

二つの目の文章は欠落しているが、注（八）所掲平田著書が、対句として「善いことを褒めるには賤しい者から始め、（悪いことを）罰するには（貴い者から始める）」と解釈することが正しい。この文があることにより、兵ではなく隊長となっていた王の寵姫が斬殺された理由が分かる。司馬遷は、自分ではこれを読んで、理解したのである。これに対して、司馬遷は『史記』で最初の〔1〕「兵法曰く」を〔3〕「孫子曰く」とした上で、〔2〕「令せず聞かしめざるは」を〔3〕「約束明らかならず、申令熟らざるは」とし、〔3〕「已に令し已に申ぬれば」を〔3〕「既已に明らかにして法の如からざる者は」に改めている。ただし、二つ目の〔4〕「兵法曰く」の文章を入れなかったために、吏士の罪とありながら、隊長が斬られる理由が分からない。

それでも、「孫武練兵」に、この二つの文章を含めなかったのは、兵家の祖である孫武が「兵法に曰く」と述べる

ことを嫌ったのであろう。一つ目の「兵法に曰く」により、「令」の場合は「君將」が、「申」（再令）の場合には「卒長」が罪となることも理解できる。端的に言えば、「孫武練兵」よりも、「見吳王」の方が優れた内容を持つ。

曹操が現行の『孫子』十三篇を定立する際に、「見吳王」を含む「齊孫子八十九篇」を見ていれば、自らの兵の運用の基本に据える「見吳王」の逸話を十三篇に編入していた蓋然性は高い。また、『隋書』經籍志三 子部 兵家には、「孫子兵法二卷。吳の處士たる沈友の撰。亡ぶ。（孫子兵法二卷。吳處士沈友撰。亡）」とある。吳郡の出身で孫權に殺された沈友（一七六〜二〇四年）が撰述した『孫子兵法』も、曹操と同じ二卷であった。これは、後漢末に通行していた『孫子』が、中国の南北を問わず現行の『孫子』十三篇と量がさほど異ならなかったことを傍証する。また、鄭良樹は、「銀雀山漢簡」のうち十三篇の注釈と考える「四變」と魏武注とを比較して、両者が大幅に異なることから、曹操は「銀雀山漢簡」のようなものを見ていないと主張している<sup>二六</sup>。

以上のことから、曹操は、現行の「十三篇」に近づいていた複数の『孫子』を用いて、次に検討するような校勘を加えながら、定本を作成したと言えよう。ただし、それは曹操が、現行の十三篇に近くない『孫子』を全く見なかったことを確言するものではない。すでに掲げたように、『隋書』經籍志には、「孫子兵法二卷」のほかに、『續孫子兵法二卷』が著録されるからである。しかし、『續孫子兵法』の具体像を考究する手がかりはないので、『孫子』十三篇への曹操の校勘を検討していこう。

曹操が『孫子』十三篇の定立に向けて行った校勘の具体像は、范曄の『後漢書』に残る『孫子』と比較することから、明らかにし得る<sup>二七</sup>。現行の魏武注『孫子』より、掲げよう。

勝つ可からざる者は、守ればなり「六」、勝つ可き者は、攻むればなり「七」。<sup>①</sup>守るは則ち足らざればなり、攻

むるは則ち餘有ればなり「八」。<sup>②</sup>善く守る者は、九地の下に藏れ、善く攻むる者は、九天の上に動く。故に能く自ら保ちて全く勝つなり「九」。

「六」形を藏せばなり。

「七」敵攻むれば、己れ乃ち勝つ可し。

「八」<sup>③</sup>吾守る所以は、力足らざればなり。攻むる所以は、力餘り有ればなり。

「九」其の深微なるを喩ふ。<sup>たとへん</sup>

『孫子』本文の①「守則不足、攻則有餘」について、曹操は、③「こちらが守るのは、力が足りないからである。攻めるのは、力に余裕があるからである」と解釈する。したがって、①の訳は「守るのは（力が）足りないからで、攻めるのは（力に）余裕があるからである」となる。②の「守るのが上手な者は、大地の下にひそむかのようで、攻めるのが上手なものは、大空を動きまわるかのようである」という美しい比喻とも相俟って、敵味方を問わず、攻守の条件を規定する抽象的で応用力の高い本文が定立されている。だが、曹操以前の本文は、すべてこれとは異なる。

曹操に最も近いテキストは、皇甫嵩が伝える。皇甫嵩は、黄巾の乱に対して、張角の弟である張梁・張寶を撃破し、また董卓の誅殺と並行して、兵を率いて董卓らを斬り、その功績もあり驃騎將軍、太尉を歴任した後漢末の名將である『後漢書』列傳六十一 皇甫嵩傳、六十二 董卓傳。決して兵法に暗いわけではない。それでも、上奏文に引用する『孫子』の字句は、次のとおりである。

①百戰百勝は、戰はずして人の兵を屈するに如かず。是を以て<sup>②</sup>先づ勝つ可からざるを爲して、以て敵の勝つ可きを待つ。勝つ可からざるは我に在り、勝つ可きは彼に在り。<sup>③</sup>彼は守るに足らず、我は攻むるに餘り有り。

(4) 餘り有る者は、九天の上に動き、足らざる者は、九地の下に陥る。(二九)

皇甫嵩は、このように(1)、(2)、(3)・(4)と『孫子』を引用したうえで、涼州の賊である王國に攻められた陳倉に、素早く進軍すべきであると主張していた董卓を論破する。そして、疲弊した王國が逃亡すると、追撃を止める董卓を無視し、王國を追撃して滅ぼした。『孫子』の兵法を用いて賊を破った皇甫嵩に恥をかかされた董卓は、このうち皇甫嵩と対立していく。

皇甫嵩が自論の根拠とした『孫子』のうち、(1)は謀攻篇の「是故百戰百勝、非善之善者也。不戰而屈人之兵、善之善者也」を踏まえており、(2)は軍形篇の「先爲不可勝、以待敵之可勝、不可勝在己、可勝在敵」をそのまま引く。さらに(3)・(4)は、先に掲げた軍形篇①・②の「守則不足、攻則有餘。善守者、藏于九地之下。善攻者、動于九天之上」に似ているが、(3)の「彼守不足、攻則有餘」それぞれ始めの二文字、及び(4)の七文字が異なっている。

曹操の定立した「守則不足、攻則有餘」が、攻守の彼我を固定しないことに対して、皇甫嵩の引用する『孫子』は、戦力の多寡を「彼」「我」により固定する。これにより、自分が攻めて相手を守る場合にのみ、本文の適用範囲は限定される。また、曹操の定立した「善守者、藏於九地之下、善攻者、動於九天之上」が、攻守による軍形の動きの比喩として解釈できることに対して、(4)の九天・九地は、余りあって攻める者が、圧倒的に勝つ理由の説明になっている。このように曹操が定立した現行の『孫子』十三篇の方が、抽象的で応用が効き、文学的にも美しい本文であることを理解できるのである。

それでは曹操は、なぜ皇甫嵩の『孫子』とは異なる本文を定立したのであろうか。それは曹操が、皇甫嵩の『孫子』とは、字句の異なる『孫子』を見たことによる。①の部分は、光武帝劉秀の中国統一に功績があった後漢初期

の馮異の列傳、さらには、「銀雀山漢簡」にもあり、それぞれ字句が異なっている。②の部分を含め時代順に掲げよう。

1 「銀雀山漢簡」

守則有餘、攻則不足。昔善守者、(臧)(藏)於九地之下、動九天之上。

2 『後漢書』列傳七 馮異傳

攻者不足、守者有餘。②は引用せず。

3 『後漢書』列傳六十一 皇甫嵩傳

彼守不足、我攻有餘。有餘者、動於九天之上、不足者、陷於九地之下。

4 魏武注『孫子』軍形篇

守則不足、攻則有餘。善守者、藏於九地之下、善攻者、動於九天之上。

1 「銀雀山漢簡」は、4魏武注『孫子』と「攻守」が逆であり、「守れば余裕があり、攻めれば力が足りない」と主張する。簡単に分かりやすいが、ここに哲学的な深みや、攻守に対する想像力が働く余地は少ない。しかも、②の主語が「昔の善く守る者」だけで、攻める者がいないために、4魏武注『孫子』に比べて、①と②とが呼応せず、文意が通じにくい。2馮異傳は、①については1と文の順序が逆で、「則」を「者」につくる。「則」が「者」になると、条件であることが明示されないの、「攻める者は力が足りず、守る者は余裕がある」となり、1よりも一層、平板な記述になっている。②の部分も引用されないため、説得力が増すこともない。3皇甫嵩傳は、すでに述べたように、①を「彼」と「我」に限定するために文意は浅い。4魏武注『孫子』軍形篇が、1と3に比べて、格段に優れて

いることを理解できよう。

1・2は、「守」は「有餘」で「攻」は「不足」であるとし、3・4は、「守」は「不足」で「攻」は「有餘」である、とする。内容として正反対であるため、後漢では、少なくとも二系統の『孫子』が存在したのか、あるいは後漢の初期と末期で字句が変更された可能性がある。<sup>三〇</sup> 4魏武注『孫子』は、3の系統を継承しながら、1の二重傍線部の「則」も継承する。すなわち、4魏武注『孫子』は、二つの系統の『孫子』を折衷して、本文を校勘したと考えてよい。同時に4魏武注『孫子』は、3では「彼」・「我」、すなわち敵軍と自軍の相對關係において攻守を固定的に考えていたことを脱却している。それに伴い、3では「有餘者、動於九天之上、不足者、陷於九地之下」とする②について、4魏武注『孫子』は「善守者、藏於九地之下、善攻者、動於九天之上」とされている。3のように「彼」「我」の問題とすると、戦力が足りなければ「九地の下」に「おちいる」と解釈しよう。だが、4魏武注『孫子』は、攻守を共に自軍の問題としたため、「おちいる」とは解釈しにくい。そこで、1「銀雀山漢簡」に、「昔善守者、（藏）於九地之下」とある系統を引く本より、「藏」を採用して「九地之下」に軍形を「かくす」と本文を定めた。このように曹操は、少なくとも二系統の『孫子』を用意して、文章を校勘しながら定立し、そこに注をつけて自らの軍事思想を込めたのである。

このように曹操は、現行の「十三篇」に近くなっていた複数の『孫子』を比べて、自己の軍事思想に基づき、校勘を行うことにより、『孫子』の文章を定立し、その含意を深め、応用の効くように改めていく。孫武が著した『孫子』の本来の姿に思いを致し、自らが孫武の正しい思想と考える文章になるように、『孫子』の本文を定立していったのである。こうした曹操の思想的な営為には、王弼の『老子注』や「尚書孔氏傳」、あるいは王肅の『孔子家語』

の先駆を見ることが出来る。加賀栄治の言葉を借りれば、「魏晉の新」をここに見ることが出来るのである。こうした営為は、その注にも現れているのであろうか。

### 三、本文からの逸脱と実践性

『孫子』の軍事思想における特徴の第一は、戦争の基本的性格を「詭道」と捉えることにある<sup>(111)</sup>。それは、『孫子』始計篇に、次のように示される。

孫子曰く、「兵なる者は、國の大事なり。死生の地、存亡の道なれば、察せざる可からざるなり。故に之を經る<sup>はか</sup>に<sup>①</sup>五事を以てし、之を校ぶるに<sup>②</sup>七計を以てして、其の情を索む<sup>もと</sup>「二」。……<sup>③</sup>兵なる者は、詭道なり「三」。故に能にして之に不能を示し、用にして之に不用を示し、近くして之に遠きを示し、遠くして之に近きを示す「四」。……其の備へ無きを攻め、其の不意に出づ「四」。此れ兵家の勝ちは、先に傳ふ可からざるなり「五」。

「二」下の五事・七計もて、彼我の情を求むるを謂ふなり。……

「七」<sup>④</sup>常形無く、詭詐を以て道と爲す。

「八」進みて其の道を治めんと欲す。韓信の安邑を襲ふや、舟を陳ベ晉に臨み夏陽より渡るが若きなり。……

「四」其の懈怠を撃ち、其の空虚に出づ。

「五」傳は、猶ほ洩のごときなり。<sup>⑤</sup>兵に常勢無きは、水に常形無きがごとし。敵に臨みて變化すれば、先に傳ふ可からざるなり。故に敵を料るは心に在り、機を察するは目に在るなり。<sup>(112)</sup>

『孫子』は、戦争の基本的な性格を③「詭道」である、と定義づける。それに基づいて、敵に騙されず、敵を騙すように、「道・天・地・將・法」の①五事と「君主の道德、將の智能、天の時と地の利、法令、兵、士卒、賞罰」の②七計を廟算して勝ちを定めるべきである、とする。これが、『孫子』冒頭の始計篇が説く、戦争の基本的な性格である。

曹操は、『孫子』が戦争の基本的な性格とする「詭道」について、戦争には④常なる形は無く、偽り欺くことを道とする、と注をつける。また、⑤兵に常なる勢が無いことは、水に常形が無いことと同じである、とも注をつけている。前者の「道」を「常なる形が無」<sup>(二五)</sup>いとする理解は『史記』卷百三十 太史公自序、後者の兵に「常なる勢」が無いとする理解は『淮南子』兵略訓などに見える、黄老思想を背景に持つ<sup>(二六)</sup>。たとえば、同じく「詭道」に注を付けながらも、北宋の張預は、「兵を用ふるは仁義に本づく<sup>(二七)</sup>と雖も、然れども其の勝ちを取るは、必ず詭詐に在り」と述べ、軍隊を用いることは仁義に基づくが、具体的な戦いでは偽り欺くことにより勝利すると主張して、軍隊はあくまで仁義に基づくべきである、と儒教を主体とした解釈を展開している。これと比較すれば、魏武注『孫子』は、儒教ではなく、黄老思想に基づき『孫子』に注を付けていることが分かる。それは、『孫子』そのものに『老子』と深い関係性<sup>(二八)</sup>があると理解する曹操が、それに寄り添った注をつけた、と言うこともできる。本文に寄り添うことは、後漢「儒教國家」の官學であった儒教の訓詁學に則った注の付け方である。ここでは、魏武注は、訓詁學の方法論に従って注をつけている、と評することができよう。

『孫子』の軍事思想における特徴の第二は、具体的な戦闘を行わず、戦わないで勝つことを戦争の理想とすることにある。それは、『孫子』謀攻篇に、次のように示される。



孫子曰く、「凡そ兵を用ふるの法は、<sup>①</sup>國を全くするを上と爲し、國を破るは之に次ぐ」「二」。……是の故に<sup>②</sup>百戦して百勝するは、善の善なる者に非ざるなり。戦はずして人の兵を屈するは、善の善なる者なり」「七」。

「二」<sup>③</sup> 師を興し深入し長驅して、其の都邑に據り、其の内外を絶ち、敵の國を擧げて來服するを上と爲す。兵を以て撃破して之を得るを次と爲すなり。……

「七」 未だ戦はずして敵 自ら屈服す。<sup>(二九)</sup>

『孫子』は、②「百戦して百勝する」ことを「善の善なる者」とはせずに、①「國を全くするを上と爲し、國を破るは之に次ぐ」とする。「百戦百勝」するよりも、謀略により戦わずに、國を全うしながら従わせることを「上」とするのである。

『孫子』が「百戦百勝」を目指すべき兵法書でありながら、それを最善としない哲学的背景も黄老思想に求めることができる。『老子』第三十一章に、「兵なる者は、不祥の器にして、君子の器に非ず。已むを得ずして之を用ひなば、恬淡を上と爲し、勝ちて美とせず。而るに之を美とする者は、是れ人を殺すを樂しむなり。夫れ人を殺すを樂しむ者は、則ち以て志を天下に得可からず」とあり、<sup>(三〇)</sup>第四十八章に、「天下を取るに常に無事を以てす。其の有事に及びては、以て天下を取るに足らず」とある。<sup>(三一)</sup>ここにも、黄老思想と『孫子』との思想的な近接性を指摘し得る。

一方、魏武注は、ここでは黄老的な『孫子』の解釈を行わない。「國を全くするを上と爲す」すことについて、たとえば唐の杜佑は、「敵國 來たり服するを上と爲し、撃ち破るを以て次と爲す」と注をつけ、<sup>(三二)</sup>敵國が服属するのを上策とし、撃破するのは次策であると述べて、戦わないで勝つという『孫子』の理想を兵を「不祥の器」とする『老子』の思想に沿って解釈する。『孫子』本文の解釈としては、杜佑が正しい。

これに対して、曹操は、③軍を興し（敵地）深く入り長距離を行軍し、敵の都を占拠し、敵の都と国内・国外を遮断して、敵が国をあげて降参し帰属することを上とする。兵を用いて（敵軍を）撃破して占領することはその次とする、と注をつける。曹操は、あくまで兵を用いて中心城市を攻め落とし、そのち国を丸ごと支配するのを「國を全くする」ことである、と解釈する。曹操は、中心城市を攻め落とさずに張繡の降服を受け、背かれて長子の曹昂らを殺されている<sup>(三三)</sup>。そうした経験が曹操に、『孫子』本文の主張とは異なる注を付けさせていると考えてよい。

このように曹操は、『孫子』本文の主張と異なる内容の注を付け<sup>(三四)</sup>、また黄老という一つの思想により、『孫子』のすべてを把握することはない。魏晉期には、曹操の養子である何晏の『論語集解』や、何晏が高く評価した王弼の『老子注』のように、本文とは異なる自らの見解を述べる注が付けられていく<sup>(三五)</sup>。漢の訓詁學とは異なるこうした注の付け方の先駆を曹操に見ることができるのである。

『孫子』の軍事思想における特徴の第三は、戦争を呪術から解放して、勝敗を廟算により予測できるよう合理的な基準を多く定めたことにある。作戦篇で、戦争計画についての心得を説くなかで、戦争の莫大な財政的負担を論ずるのも、これに関わる<sup>(三六)</sup>。戦争が呪術に基づくことを直接否定する言辞は、二カ所に見られる。九地篇で、兵を死地に追い込みながら、全力を盡くして戦わせることを述べる中で、兵士の心を動揺させない方法として、『孫子』は次のように述べている。

① 祥を禁じ疑を去れば、死に至るまで之く所無し<sup>(三七)</sup>。[三〇]。

[三〇] ② 祇祥の言を禁じ、疑惑の計を去る。

『孫子』は、兵士たちに①占いや迷信を信ずることを禁止すれば、死ぬまで心を他所に奪われないと述べている。

魏武注もまた、占いや迷信の言葉を禁止し、②疑惑の計をなくすことで、兵士たちが死ぬまで心を他所に奪われないと解釈している。

また、『孫子』は、間諜が敵の情報を得る「先知」を重視する用間篇の記述の中で、「鬼神」について、次のように述べている。

先知なる者は、<sup>①</sup>鬼神に取る可からず「三三」、事に象る可からず、度に驗す可からず、必ず人に取りて、敵の情を知る者なり「二六」。

「三三」<sup>②</sup>祭祀を以てして求む可からず。

「二六」<sup>③</sup>間人に因るなり。<sup>(三九)</sup>

『孫子』は、あらかじめ敵の実情を知るといふのは、①鬼神から得られるものではないとする。魏武注は、②（鬼神に）祈って求めるべきではない、と否定すべきことが鬼神への信仰であると明らかにしたうえで、③間諜により敵の実情を知るべきである、と『孫子』の主張を明確にする。魏武注は、『孫子』が呪術や鬼神から戦いを解放した合理性を継承しているのである。<sup>(三九)</sup>

曹操は、濟南國相であったとき、呂皇后一族から前漢を守った劉章（城陽景王）を祀ることで赤眉の乱の宗教的背景ともなった城陽景王信仰の祭壇を破壊しており、鬼神に祈ることから軍事を独立させた『孫子』の革新性には賛同していた。

このように、曹操は『孫子』の哲学性を支える黄老思想に沿った注をつけた。こうした姿勢は、呪術や鬼神から戦争を解放した『孫子』の合理性を肯定する注にも見ることができるといえる。その一方で、「國を全くすることへの注で

は、自らの戦いの経験に基づき、『孫子』の本文とは異なる解釈も見せている。そうした突出性は、全体の中で二カ所だけ、徐州に関わる戦役を具体的・実践的事例として掲げる注に典型的に現れる。それは、魏武注『孫子』が、曹操の現実での戦いを踏まえて書かれた注であることによる。確認しよう。

第一は、徐州牧の陶謙との戦いを踏まえる。初平四（一九三）年、自ら天子と称した下邳の闕宣は、陶謙と結び、泰山郡の華縣・費侯國を取り、任城國を略奪した。曹操は、これに対して、陶謙を征伐して十城余りを下した（『三國志』卷一 武帝紀）。この戦役を踏まえて、曹操は次のように注を付けている。『孫子』九變篇の本文と共に掲げよう。

途に由らざる所有り、軍に撃たざる所有り、<sup>①</sup>城に攻めざる所有り「九」、地に争はざる所有り、<sup>②</sup>君命に受けざる所有り「二」。

「九」<sup>③</sup>城小なるも固く、糧饒かなるは、攻む可からざるなり。操華・費を置きて深く徐州に入り、十四縣を得る所以なり。……

「二」苟しくも事に便なれば、君命に拘らざるなり。<sup>四</sup>

「孫武練兵」の逸話でも踏まえる<sup>②</sup>「君命に受けざる所有り」を含む九變篇の本文のうち、<sup>①</sup>「城に攻めざる所有り」に関する曹操の注は、自らの戦いの経験を踏まえて具体的である。すなわち、<sup>③</sup>城が小さくとも堅牢で、兵糧が豊かであるのは、攻めるべきではない。操が華縣（山東省費県の北東）と費侯國（山東省費県の北西）を捨て置いて深く徐州に侵攻し、十四縣を得た理由である、と述べている。これについて、唐の杜牧は、曹操は華縣と費侯國を捨て置いて攻撃しなかつたため、兵力を全うすることができ、深く徐州に侵入し、十四縣を奪取した。要害の地、険し

い城市に敵対すると、敵は多くの兵糧を持って滞留時間を長くさせようとする。もし攻撃して陥落させても利とするには足らず、陥落させられなければ兵勢を削がれるので、攻撃できないと注をつけて、曹操の軍事行動に賛同している。<sup>(四三)</sup>

第二は、徐州の呂布を滅ぼした事例を踏まえる注である。呂布は、王允らと共に董卓を暗殺した武將で、建安三（一九八）年、袁術と結び曹操への攻撃を企てた。曹操は呂布を討伐して下邳城を水攻めにした。困窮した呂布は袁術に救援を求めたが、袁術は救援を送らず、城内は兵糧が尽き、部下に裏切られ呂布は降伏した（『三國志』卷七 呂布傳）。下邳城の包圍戦という具体的な戦役に基づき、曹操は次のように注を付けている。

故に用兵の法は、<sup>①</sup>十ならば則ち之を圍み「一六」、五ならば則ち之を攻め、倍せば則ち之を分かち、敵せば則ち能く之と戦ひ、少なれば則ち能く之を守り、若かざらば則ち能く之を避く。

「一六」十を以て一に敵せば、則ち之を圍む。是れ<sup>②</sup>將の智勇等しくして兵の利鈍均しきなるを謂ふなり。若し<sup>③</sup>主弱く客強からば、操倍兵もて下邳を圍み、呂布を生擒する所以なり。<sup>(四三)</sup>

『孫子』謀攻篇は、彼我の兵力差が①十倍であれば、（城攻めのように）敵を包圍するという。これに注をつけた曹操は、十対一という兵力差であれば敵を包圍するというのは、敵味方の②將軍の智能が等しく兵の利鈍が均しい（場合の）ことをいう。もし主（包圍される側）が弱く客（来て攻める側）が強ければ、③操が二倍の軍によって下邳を包圍し、呂布を生け捕りにした理由（のように勝つことができること）になる、と述べている。

これに対して、唐の杜牧は、圍とは四方を厚く圍み、敵を逃走させないことである。そのために敵城からやや離れた周囲の地を広く守備するので、十倍の戦力がある。呂布が敗れたのは、内部の疑心暗鬼、具体的には侯成が陳宮を

捕らえ呂布を捨てて降伏したことによる。上下が疑心暗鬼になれば自壊する。したがって、呂布が曹操に降伏した事例は参考にならない、と曹操を批判する。<sup>(四四)</sup>

孫吳を滅ぼした西晋の杜預を祖先とし、『通典』を著した杜佑を祖父に持つ杜牧は、軍事や制度に精通する。それに基づき、二倍で十分とする曹操の注に、懸命に反論している。しかし、実際に戦っていない杜牧の反論は、机上の空論であり、現実の戦いを論拠とする曹操の注に見劣りする。曹操は、自らの戦いを踏まえて実践的な注を著しており、ここにも魏武注の特徴を見ることが出来る。

『孫子』は、華々しい戦史、將軍の逸話、必勝の具体策といった物語性の強い内容は少なく、人間の集団の運動法則や外的環境からの影響などを哲学的に論ずることが多い。曹操の注も、こうした『孫子』の特徴に合わせているが、徐州の具体的な軍事行動に基づく解釈を展開する部分もあった。<sup>(四五)</sup>ただし、そうした部分は魏武注には少ない。「變」を尊ぶ『孫子』の思想から言っても、あくまで具体的な戦役は一般化せず、その場に適合した対応をすべきである。曹操は、それを可能とするために「軍令」を多用し、『兵書接要』を著している。

#### 四、軍令と『兵書接要』

曹操が、自らの兵学研究の結果を軍の幹部に持たせ、統一的な作戦行動を取らせていたことは、裴松之が引用する王沈の『魏書』に、次のように記述される。

太祖は自ら海内を統御し、羣醜を芟夷するに、其の行軍・用師は、大較<sup>おほむね</sup>孫・吳の法に依る。而して事に因りて

奇を設け、敵を諷り勝を制し、變化すること神の如し。<sup>①</sup>自ら兵書を作すこと十萬餘言、諸將征伐するに、皆新書を以て事に従ふ。<sup>②</sup>事に臨むに又手づから節度を爲り、令に従ふ者は克捷し、教に違ふ者は負敗す。虜と對陣するに、意思安閑たりて、戦ひを欲せざるが如し。然れども機に決し勝ちに乗ずるに至るに及びては、氣勢盈溢たり。故に戦ふ毎に必ず克ち、軍幸ひに勝つこと無し。<sup>(四六)</sup>

『魏書』で①「新書」と表現される「十萬餘言」の書は、孫盛の『異同雜語』で次のように「接要」と表記される『兵書接要』を中心としよう。

(曹操) 羣書を博覽し、特に兵法を好み、<sup>③</sup>諸家の兵法を抄集して、名づけて接要と曰ふ。<sup>(四七)</sup>

『兵書接要』は、曹操が③諸家の兵法書から抜き出したものであるという。そのほか「十萬餘言」の中には、『魏武帝兵法』なども含まれよう。<sup>(四八)</sup>①諸將はこれらを参照しながら、作戰に従事した。また、曹操は、②重要な任務をまかせる際には自ら策を授け、「令」「教」により具体的な指示内容を書き与えた、という。これらを本稿では「軍令」と総称する。

建安二十年(二一五)八月、曹操が漢中に出征した隙を衝き、孫權は兵十萬を率いて、張遼ら七千の將兵が守る合肥におしよせた。このとき、護軍の薛悝は、曹操から「敵が来たら開けよ」と書かれた小箱を預けられていた。

俄かにして(孫)權十萬の衆を率ゐて合肥を圍まば、乃ち共に教を發す。教に曰く、「若し孫權至らば、張・李將軍は出でて戦へ。樂將軍は護軍を守り、得て與に戦ふこと勿かれ」と。<sup>(五〇)</sup>

孫權が来襲したので、みなで箱を開けて「教」を見ると、「孫權が攻めてきたら、張遼と李典は出撃せよ。樂進は城に残つて薛悝を守り、戦つてはならぬ」という軍令が入っていた。張遼らは、軍令に示された曹操の秘策に従い、

わずか八百人の決死隊を選抜して、合肥城から討つて出る。油断していた孫權軍は大敗を喫した。「變」が要求される具体的な戦いにおいては、指示を受けて戦う將にすら、曹操は策を明かさず、軍令を用いて直前に指示を与える。「孫子」を原則としながらも、具体的な戦いでは軍令を用いるのは、「勝ちには、先に傳ふ可からず（始計篇）」と述べる『孫子』の原則に基づく戦い方である。

こうした戦いに応じた個別に異なる具体的な軍令のほか、曹操は、平時から軍令により、軍を統制していた。たとえば、二で掲げた「歩戦令」の続きには、次のように記される。

戦に臨みては、<sup>①</sup>兵・弩は陣を離る可からず。陣を離るるも、伍長・什長 擧發せざれば與に罪を同じくす。將軍の令無く、<sup>②</sup>妄りに陣間を行く者有らば斬る。戦に臨みては、<sup>③</sup>陣騎は皆當に軍の兩頭に在るべし。前陷あり、陣騎之に次ぎ、遊騎後に在り。令に違はば、髡して鞭二百。<sup>④</sup>兵進むも、退きて陣間に入る者は斬る。若し歩騎 賊と對陣し、時に臨みて地の勢便なるを見、騎をして獨り進みて賊を討たんと欲する者は、<sup>⑤</sup>三鼓の音を聞き、騎特に兩頭より進み戦ひ、麾の指す所を視る。<sup>⑥</sup>三金の音を聞かば還る。此れ但だ獨り進みて戦ふ時のみを謂ふなり。<sup>(五一)</sup>

曹操は軍令で、このように行軍の具体的方策を定め、訓練していた。①歩兵と弩兵は隊列から離れてはならず、②隊列を乱してはならない。陣を組む場合には、③騎兵は順番に定められた通りに動く。また、戦いが始まれば、④退く者は斬られる。騎兵は有利と見れば、⑤軍鼓を合図として旗の合図に従いながら進み、⑥鐘の音を聞いたならば撤退することを条件に、単独で戦うことができる。『孫子』では、規定されていなかった弩兵や騎兵の動きは、軍令により明文化され、軍事訓練が行われていた。



さらに、「歩戦令」は、次のように軍の監視を定めている。

其れ<sup>①</sup>歩騎 大いに戦へば、進退 自づから法の如くす。吏士の陣騎に向かひ馬を馳する者あらば斬る。吏士の妄りに呼ぶに大聲なる者有らば斬る。賊を追ふに、獨り前に在り後に在るを得ず、令を犯す者は罰金 四兩。士將戦ふに、皆牛馬・衣物を取るを得ず、令を犯す者は斬る。<sup>②</sup>進みて戦ふに、士各々其の號に隨ふ。號に隨はざる者は、功有りと雖も賞せず。進みて戦ふに、後兵前に出で、前兵後に在らば、功有りと雖も賞せず。

<sup>③</sup>陣に臨みては、牙門將・騎督 明らかに都ての令を受く。<sup>④</sup>諸そ部曲・都督・將・吏士 各々戦ふ時には、校督・部曲督 陣の後に住まり、凡そ令に違ひ畏懦なる者を察す。<sup>⑤</sup>急有らば、雷鼓の音 絶えし後、六音の嚴畢はるを聞きて、辨れを白して便ちに出づ。卒かに逃歸するは、之を斬る。一日 家人 捕執すること弗く、及び吏に言はざれば、盡く與に罪を同じくす。<sup>(五二)</sup>

曹操は「歩戦令」で、次のように陣の運用方法を定めている。①歩兵・騎兵は、進退を規則通りにして集団戦を乱さない。具体的には、歩兵と騎兵との関係、叫び声、敵の追いつ方、鹵獲品の奪い方などが、令により定められる。②進んで戦い功績があつても号令に従わなければ賞を受けられない。陣形を乱した場合も同じである。③退く時も、勝手に退くことはできず、逃げ帰つた者は斬刑となる。そして、④命令系統を明確にした上で、⑤陣の後ろには、校督・部曲督などの監察官が、つねに將士を督察している。

あるいは、『孫子』には、全く言及されない船での戦いについても、曹操の「船戦令」が残っている。

船戦令に曰く、「<sup>①</sup>雷鼓 一通せば、吏士 皆嚴ふ。<sup>②</sup>再通せば、什伍 皆 船に就き、櫓棹を整持す。戰士 各々兵器を持して船に就き、各々其の所に當たる。幢幡・旗鼓、各々將ある所に隨ひて船に載す。<sup>③</sup>鼓 三通せば、大

小の戰船 次を以て發す。<sup>④</sup>左は右に至るを得ず、右は左に至るを得ず、前後は處を易ふるを得ず。令に違ふ者は斬る<sup>(五三)</sup>」と。

船の戦いも太鼓と旗で命令を伝えることは変わらない。①一番太鼓で装備を整え、②二番太鼓で武器を携えて船に乗り、③三番太鼓で発進して、④陣形を整えたまま進む。このほか、曹操の「軍令」には、弩という対騎兵の主力兵器についての運用方法を論じた軍令もある（『通典』卷一百四十九兵二）。さらには、石井仁が明らかにしたように<sup>(五四)</sup>、『太平御覽』に逸文が残る「魏武四時食制」は、料理・調理というより、むしろ本草学の性格が強く、産地が提示されている点に着目すれば、名物学もしくは地理書の体裁にも似ている。曹操は本草学の知識を通して、民間の医療ないし食糧事情までもよく理解し、それを軍に傳えていたのである。

こうして曹操は、軍令により、平時の訓練から、個別の戦争や地域に応じた具体的な戦術までを詳細に指示したのである。

一方、『兵書接要』については、『太平御覽』に次の二条が残っている。

魏武の兵書節要に曰く、「<sup>①</sup>孫子の司雲氣と稱するは、雲に非ず、煙に非ず、霧に非ず、形は禽獸に似る。客は吉、主人は忌む<sup>(五五)</sup>」と。

魏の武帝の兵書接要に曰く、「大軍 將に行かんとするに、雨衣冠を濡す、是れを<sup>②</sup>灑兵と謂ひ、其の師慶有り」と。又曰く、「三軍 將に行かんとするに、其の旗 墊然として雨の若し、是を<sup>③</sup>天露と謂ひ、三軍 徒を失ふ。將に陣せんとするに、雨ふること甚し、是れを<sup>④</sup>浴尸と謂ひ、先に陣する者は敗亡す」と。又曰く、「大將 始めて行くに、雨ふりて薄く、衣冠を濡さず、是を<sup>⑤</sup>天泣と謂ひ、其の將は大いに凶にして、其の卒は散亡

す<sup>(五六)</sup>と。

一条目の①「孫子の司雲氣」については、現行の『孫子』十三篇はもとより、出土した『孫臏兵法』にも該当する字句がなく、「孫子」が何を指すのかも明らかではない。分かることは、それが現れたときには、「客は吉」「主人は忌」となる予兆とすることである。二条目は、「雨」に関する占いである。②「灑兵」の場合には、戦いが順調に進むことに対して、③「天露」の場合には、三軍が兵を失い、④「浴尸」の場合には、先に陣を布いた者が敗れ、⑤「天泣」の場合には、將は凶で兵は散り減びるといふ。

こうした兵法を「兵陰陽」といふ。『漢書』藝文志によれば、劉向が宮中で校書を行った際に、兵書は任宏が校定して、「兵權謀」(総合戦略)・「兵形勢」(用兵術)・「兵陰陽」・「兵技巧」(兵器・武術)の四種に分類した。『孫子』十三篇と『孫臏兵法』などを含む「吳孫子兵法八十二篇」と「齊孫子八十九篇」、吳起の『吳子』四十八篇などは、「兵權謀」に属する。「兵陰陽」については、『漢書』藝文志は、次のように説明している。

陰陽なる者は、時に順ひて發し、刑德を推し、斗擊に隨ひ、五勝に因り、鬼神を假りて助と爲す者なり。<sup>(五七)</sup>

「刑德」について、『淮南子』兵略訓の許慎注は、「刑は十二辰なり、德は十日なり(刑十二辰也、德十日也)」と述べ、日の吉凶を推し量ることであるとする。「斗擊」については、『淮南子』天文訓に、「北斗の撃つ所は、與に敵す可からず(北斗所擊、不可與敵)」とある。すなわち、「兵陰陽」とは、兵を發するとき時に従い、日の吉凶を推し量り、北斗の動きによって敵を討ち、五行相勝の原理に依拠し、鬼神の助けを借りる兵法である。『孫子』の軍事思想における特徴の第三としてあげた、戦争を呪術から解放して、勝敗を廟算により予測できるよう合理的な基準を定めたことと正反対にある兵法と考えてよい。

現行の『孫子』の中で、唯一「兵陰陽」的な思想を含む部分は、火攻篇の冒頭である。

火を發するには時有り、火を起すには日有り。<sup>①</sup>時なる者は、天の燥けるなり。「二」。<sup>②</sup>日なる者は、月の箕・

壁・翼・軫に在るなり。凡そ此の四宿なる者は、風起こるの日なり。

「二」燥なる者は、早なり。<sup>(五八)</sup>

『孫子』火攻篇が、火攻に適する時と日として、空気が①乾燥している時を挙げるのは、合理的である。そこには、曹操も「燥」は「早」である、と注をつけている。これに対して、②月が箕宿・壁宿・翼宿・軫宿にあるときに、火を放つべきであるとするのは、「兵陰陽」に近い。注目すべきは、曹操がこれに注をつけないことである。『兵書接要』に「兵陰陽」の説を抜き書いているのであるから、曹操は「兵陰陽」の知識があり、それを諸將に配布する『兵書接要』に含めるほど重視していると考えてよい。それにも拘らず、『孫子』の軍事思想の特徴である呪術から脱却した合理性を守るために、曹操はここに注を付けない。『孫子』という書籍の特徴を深く理解し、それを尊重する注者としての姿勢を曹操は持つことを理解できよう。それと同時に、『兵書接要』が、『孫子』で覆うことができなかつた軍事思想を補うために著されたことも理解できよう。

曹操の軍事思想は、『孫子』を中核に置き、それを『兵書接要』で補い、「軍令」により具体的な戦術に落とし込んでいく、という原則と具体策の組み合わせから成ることに特徴を持つのである。

おわりに

『孫子』の成立過程の解明に決定的な役割を果たした「銀雀山漢簡」は、現行の『孫子』十三篇の中核となつてゐる孫武の著述に、「擒龐涓」「見威王（仮題）」「威王問」「陳忌問罌」などの孫臏の著述を加えた、孫氏一派の共通テキストの地域的な異本である「齊孫子」と考えられる。曹操は、「齊孫子」などの孫氏一派の共通テキストから、本来孫武のものと考えられる十三篇を抜き出して定本をつくつた訳ではない。「銀雀山漢簡」の流れを汲むテキストをも含みながらも、ほぼ現行の『孫子』十三篇と同じ文字数よりなる『孫子』の複数のテキストを校勘しながら、定本を作成していった。その際、曹操は、『孫子』の文章をより抽象化して、その含意を深め、応用の効くように改めており、『孫子』の思想性は曹操の校勘によつて高まつたと考えてよい。

曹操は、『孫子』に注をつける際、『孫子』の軍事思想の特徴を深めるために、『孫子』と同様、黃老思想に基づく注を付け、訓詁により『孫子』本文に寄り添つた。ただし、自らの軍事経験に基づき、『孫子』本文の主張と異なつた注を付けることもあつた。とりわけ、徐州に関わる二つ戦役については、自らの軍事思想を具体的に説明することを試みた。しかし、それは二カ所に止まり、抽象的に兵法の理論を述べる『孫子』本文に相応しい注を中心としていた。

それは、『孫子』が述べるように、個々の戦争は、その地域性や地形、相手のあり方などの条件に応じて、常に變化するものであり、兵法書の注として具体性を持たせることには積極的な意義を見い出せない、という曹操軍事思想の現れである。曹操は、具体的な戦争については、その都度、軍令を出し、また、『孫子』に含まれない武器や兵種についても、軍令により指示を行った。さらに、他の兵法書から抜き書きをしたという『兵書接要』には、『孫子』に含まれない「兵陰陽」の思想が記されていた。呪術から脱却して合理的に戦争を把握した『孫子』に注をつけなが

らも、現実の戦いの中で、偶然に基づく敗戦を経験していた曹操は、すべての戦いを廟算する『孫子』の合理性に限界を感じていたのである。曹操は、『孫子』を最も優れた兵法書と認め、それに寄り添った注を付けながらも、『孫子』の限界をも見据えている。そのため、『孫子』の原則を補う『兵書接要』、さらには具体的な戦術を指示する軍令を用意し、自らの兵学研究を諸將に共有させて、統一的な軍事行動を取ろうとした。曹操の軍事思想の特徴は、ここにある。

〈注〉

(一) 御軍三十餘年、手不捨書、晝則講<sup>①</sup>武策、夜則思<sup>②</sup>經傳、<sup>③</sup>登高必賦、及造新詩、被之管弦、皆成樂章。<sup>④</sup>才力絶人、手射飛鳥、躬禽猛獸(『三國志』卷一 武帝紀注引『魏書』)。

(二) 渡邊義浩「三国時代における『文学』の政治的宣揚——六朝貴族制形成史の視点から——」(『東洋史研究』五四—三、一九九五年、増補・改訂のうえ『古典中国』における文学と儒教)汲古書院、二〇一五年に所収、渡邊義浩『三國志——英雄たちと文学——』(人文書院、二〇一五年)を参照。

(三) <sup>①</sup>孫子兵法二卷。吳將孫武撰、魏武帝注。<sup>②</sup>孫子兵法一卷。魏武、王凌集解。<sup>③</sup>續孫子兵法二卷。魏武帝撰。<sup>④</sup>兵書接要十卷。魏武帝撰。<sup>⑤</sup>兵法接要三卷。魏武帝撰。<sup>⑥</sup>兵書略要九卷。魏武帝撰。<sup>⑦</sup>魏武帝兵法一卷(『隋書』經籍志三子部兵家)。なお、こ

れ以外の曹操の著作については、張道英「略論曹操是一位傑出的軍事家」(『聊城師範學院學報』哲學社会科学版一九九五四、一九九五年)、龔留柱・譚慧存「曹操《孫子略解》的兵學成就」(『河南大學學報』社会科学版五二—二、二〇一二年)を参照。

(四) 曹公孫子兵法序曰、操聞、上古弧矢之利。論語曰、足食足兵。尙書八政曰、師。易曰、師貞。傳云、王赫斯怒。黃帝・湯・武、咸用干戈爲民也。用武者滅、用文者亡、夫差・偃王是也。<sup>①</sup>聖賢之於兵也、戰而時動、不得已而用之。<sup>②</sup>吾觀兵書・戰策、

孫武深矣。孫子者、齊人也、名武。爲吳王闔閭、作兵法一十三篇、試之婦人、卒以爲將。西破強楚入郢、北滅齊・晉。後百餘歲、有孫臏、是武之後也（『太平御覽』卷二百七十兵部一叙兵上）。

(五) 吳孫子兵法八十二篇「一」。図九卷。「二」師古曰、孫武也、臣於闔廬。齊孫子八十九篇「二」。図四卷。「二」師古曰、孫臏（『漢書』卷三十藝文志）。

(六) たとえば、江戸時代の齋藤拙堂『拙堂文集』卷四孫子辨は、『孫子』と『史記』・『春秋左氏傳』を比較して、四つの疑問点を掲げ、孫武の實在を否定し、孫臏と同一人物であると断定している。あるいは、卿三祥「曹操与《孫子兵法》」（『成都大学学报』社会科学版二〇〇五―六、二〇〇五年）は『孫子』十三篇は、春秋末期の作であるとする。

(七) 金谷治『孫臏兵法』（東方書店、一九七六年）。張震沢『孫臏兵法校理』（中華書局、一九八四年）も参照。

(八) 平田昌司『孫子——解答のない兵法——』（岩波書店、二〇〇九年）。

(九) 浅野裕一『孫子』（講談社学術文庫、一九九七年）。浅野裕一「十三篇『孫子』の成立事情」（『島根大学教育学部紀要』一三、一九七九年）も参照。

(一〇) 孫子学派の展開については、李桂生『孫子学流変研究』（齊魯書社、二〇二一年）も参照。

(一一) 李零「関于銀雀山簡本《孫子》研究的商榷」（『文史』七、一九七九年）、詹立波「略談臨沂漢墓竹簡《孫子兵法》」（『文物』一九七四―一二、一九七四年）。

(一二) たとえば、儒家の共有テキストである『論語』に、『齊論語』『魯論語』という異本が存在したことが同様と考えてよい。『齊論語』・『魯論語』については、渡邊義浩「定州『論語』と『齊論』」（『東方学』一二八、二〇一四年、『論語』の形成と古注の展開）汲古書院、二〇二一年に所収）を参照。

(一三) 孫子武者、齊人也。以兵法見於吳王闔廬。闔廬曰、子之十三篇、吾盡觀之矣。可以小試勒兵乎。對曰、可。闔廬曰、可試以婦人乎。曰、可。於是許之、出宮中美女、得百八十人。孫子分爲二隊、以王之寵姬二人各爲隊長、皆令持戟。令之曰、汝知而心

與左右手・背乎。婦人曰、知之。孫子曰、<sup>②</sup>前、則視心、左、視左手、右、視右手、後、即視背。婦人曰、諾。約束既布、乃設鉄鉞、即三令五申之。於是<sup>①</sup>鼓之、石、婦人大笑。孫子曰、約束不明、申令不熟、將之罪也。復三令五申而鼓之、左、婦人復大笑。孫子曰、<sup>③</sup>約束不明、申令不熟、將之罪也。既已明而不如法者、吏士之罪也。乃欲斬左右隊長。吳王從臺上觀、見且斬愛姬、大駭。趣使使下令曰、寡人已知將軍能用兵矣。寡人非此二姬、食不甘味。願勿斬也。孫子曰、臣既已受命爲將。<sup>④</sup>將在軍、君命有所不受。遂斬隊長二人以徇。用其次爲隊長、於是復鼓之。婦人左右前後跪起皆中規矩繩墨、無敢出聲。於是孫子使使報王曰、兵既整齊。王可試下觀之。唯王所欲用之、雖赴水火猶可也（『史記』卷六十五 孫武傳）。

（四）步戰令曰、<sup>①</sup>嚴鼓一通、步騎悉裝。再通、騎上馬、步結屯。三通、以次出之、隨幟（所指）、住者結屯（住）幟後。聞急鼓音、整陣、斥候者視地形廣狹、從四角面立表、制戰陣之宜。諸部曲者、各自安部。陣兵疏數、兵曹舉白不如令者斬。兵若欲作陣對敵、營先白表、乃引兵就表而陣。臨陣皆無譁、明聽鼓音。<sup>②</sup>旗幟麾前則前、麾後則後、麾左則左、麾右則右。不聞令而擅前後左右者斬。<sup>③</sup>伍中有不進者、伍長殺之。伍長有不進者、都伯殺之。督戰部曲將、拔刃在後察、違令不進者、斬之。一部受敵、餘部不進救者斬（『通典』卷一百四十九 兵二）。『太平御覽』卷三百 兵部三十一 卒により、〔 〕を補い、〔 〕を省いた。

（五）<sup>①</sup>兵法曰、<sup>②</sup>弗令弗聞、君將之罪也。<sup>③</sup>已令已申、卒長之罪也。<sup>④</sup>兵法曰、賞善始賤、罰……（『銀雀山漢簡』『孫子兵法』見吳王）。『銀雀山漢簡』は、『銀雀山漢墓竹簡（壹）』（文物出版社、一九八五年）に依拠し、『銀雀山漢墓竹簡（壹）』（文物出版社、一九七五年）を参照した。

（六）鄭良樹「論銀雀山竹簡《孫子》佚文」（『竹簡帛書論文集』中華書局、一九八二年）。

（七）『後漢書』にみえる『孫子』の理論運用や戦術実践については、閻盛国「『後漢書』所記載文臣武将対《孫子兵法》の運用」（『孫子研究』一五、二〇一七年）を参照。

（八）不可勝者、守也〔六〕、可勝者、攻也〔七〕。<sup>①</sup>守則不足、攻則有餘〔八〕。<sup>②</sup>善守者、藏於九地之下、善攻者、動於九天之上。故



能自保而全勝也」九。「六」藏形也。「七」敵攻、己乃可勝。「八」吾所以守者、力不足。所以攻者、力有餘。「九」喻其深微（魏武注『孫子』軍形篇）。「一」が魏武注の本来の位置、漢数字は篇の通し番号である。なお、魏武注『孫子』は、京都大学附属図書館が所蔵する『孫子』古写本を底本とし、楊丙安（校理）『十一家注孫子校理』（中華書局、二〇一二年）などにより校勘した。

(二) 百戰百勝、不如不戰而屈人之兵。是以先爲不可勝、以待敵之可勝。不可勝在我、可勝在彼。彼守不足、我攻有餘。有餘者、動於九天之上、不足者、陷於九地之下。（『後漢書』列傳六十一 皇甫嵩傳）。

(三) 馬王堆漢墓から出土した「經法」には、「餘り有るを以て守れば、抜く可からざるなり。足らざるを以て攻むれば、反りて自ら伐たるるなり（以有餘守、不可拔也。以不足攻、反自伐也）」とあり、前漢には「有餘」であれば「守」る、という考え方があったことを記す。なお、釈読は、馬王堆漢墓出土帛書整理小組（編）『馬王堆漢墓帛書』經法（文物出版社、一九七六年）によった。

(三) 加賀采治『中国古典解釈史』魏晉篇（勁草書房、一九六四年）。

(三) 『孫子』の特徴について、吳如高『孫子兵法新論』修訂版（商務印書館、二〇二二年）は、『孫子』の軍事思想を国と軍を全うするために戦争を慎む、戦わずに敵を屈することを全勝とする、兵は詭道であるなどの十六項目に成立する。なお、徐瑜『孫子兵法—不朽の戦争芸術』（九州出版社、二〇一九年）、李零『孫子』十三篇綜合研究（中華書局、二〇〇六年）、陳伯适『孫子兵法研究』（文史哲出版社、二〇〇六年）も参照。

(三) 孫子曰、兵者、國之大事。死生之地、存亡之道、不可不察也。故經之以<sup>①</sup>五事、校之以<sup>②</sup>七計、而索其情<sup>③</sup>。……<sup>④</sup>兵者、詭道也<sup>⑤</sup>。故能而示之不能、用而示之不用、近而示之遠、遠而示之近<sup>⑥</sup>。……攻其無備、出其不意<sup>⑦</sup>。此兵家之勝、不可先傳也<sup>⑧</sup>。……謂下五事・七計、求彼我之情也。……無常形、以詭詐爲道。<sup>⑨</sup>欲進而治其道。若韓信之襲安邑、陳舟臨晉而渡於夏陽也。……擊其懈怠、出其空虛。<sup>⑩</sup>傳、猶洩也。<sup>⑪</sup>兵無常勢、水無常形。臨敵變化、不可先傳也。

故料敵在心、察機在目也（魏武注『孫子』始計篇）。

〔三〕『史記』卷百三十 太史公自序に、「道家は無爲なり、又曰く「爲さざる無し」と。其の實は行ひ易きも、其の辭は知り難し。其の術は虚無を以て本と爲し、因循を以て用と爲す。成執無く、常形無し。故に能く萬物の情を究む（道家無爲、又曰無不爲。其實易行、其辭難知。其術以虚無爲本、以因循爲用。無成執、無常形。故能究萬物之情）」とある。

〔三〕『淮南子』兵略訓に、「凡そ物に朕有り、唯だ道のみに朕無し。朕無き所以の者は、其の常なる形勢無きを以てなり（凡物有朕、唯道無朕。所以無朕者、以其無常形勢也）」とある。

〔三〕黄巾の乱の口号に黄老思想の影響があるように、後漢「儒教國家」への反発の中から、後漢末には黄老思想が復権し、やがて儒教の枠組みの中で老莊思想が再編される玄學へと展開していく。そうした時代風潮の中で、曹操は『孫子』を著している。

黄巾の乱の口号については、渡邊義浩「兩漢における天の祭祀と六天説」（『兩漢儒教の新研究』汲古書院、二〇〇八年）、「後漢における「儒教國家」の成立」汲古書院、二〇〇九年に所収）を参照。

〔三〕用兵雖本於仁義、然其取勝、必在詭詐（『十一家注孫子』始計篇）。なお、『十一家注孫子』は、楊丙安（校理）『十一家注孫子校理』（前掲）に依拠した。

〔三〕たとえば、『孫子』九地篇に、「將軍の事は、靜かにして以て幽かに、正しくして以て治まる。能く士卒の耳目を愚にし、之をして知ること無からしむ（將軍之事、靜以幽、正以治。能愚士卒之耳目、使之無知）」とある。こうした考え方は、『老子』第三章に「常に民をして無知無欲たらしむ（常使民無知無欲）」とあり、第六十五章に「古の善く道を爲むる者は、以て民を明らかにするに非ず、將に以て之を愚にせんとす（古之善爲道者、非以明民、將以愚之）」とあるような思想との関連性を指摘することができる。

〔三〕孫子曰、凡用兵之法、①全國爲上、破國次之〔二〕……是故②百戰百勝、非善之善者也。不戰而屈人之兵、善之善者也〔七〕。

〔二〕③興師深入長驅、據其都邑、絕其内外、敵拳國來服爲上。以兵擊破得之爲次也。……〔七〕未戰而敵自屈服（魏武注『孫

子』謀攻篇)。

(三〇) 兵者、不祥之器、非君子之器。不得已而用之、恬淡爲上、勝而不美。而美之者、是樂殺人。夫樂殺人者、則不可以得志於天下矣(『老子』第三十一章)。

(三一) 取天下常以無事。及其有事、不足以取天下(『老子』第四十八章)。

(三二) 敵国來服爲上、以擊破爲次(『十一家注孫子』始計篇)。

(三三) 『三國志』卷一武帝紀に、「二年春正月、(曹)公宛に到る。張繡降るも、既にして之を悔い、復た反す。公与に戦ひ、軍敗る。流矢の中つる所と爲り、長子の昂・弟の子の安民害に遇ふ(二年春正月、(曹)公到宛。張繡降、既而悔之、復反。公與戰、軍敗。爲流矢所中、長子昂・弟子安民遇害)」とある。なお、魏武注に含まれる具体的な戦役が徐州のそれに限られること、官渡・赤壁の戦いが『孫子』に基づいて行われていることから考えて、魏武注の主要部分の成立は、官渡の戦い以前と推測される。

(三四) たとえば、曹操は荊州の劉表政権を降服させる際に、先に侵寇して中心都市の襄陽を取り、軍事拠点であった江陵を把握したのち、劉表の子である劉琮の降服への対応を開始している。自らの『孫子』注の解釈のとおり、「國を全」くしながら降服させる方法を取っている。なお、劉表政権の構造については、渡邊義浩「蜀漢政権の成立と荊州人士」(『東洋史論』六、一九八八年、『三國政権の構造と「名士」』汲古書院、二〇〇四年に所収)を参照。

(三五) 何晏の注については、渡邊義浩「何晏『論語集解』の特徴」(『東洋の思想と宗教』三三、二〇一六年、『論語』の形成と古注の展開)汲古書院、二〇二二年に所収)、王弼の注については、伊藤涼「王弼における「物」と「道」——『老子』に対する注釈態度に触れて」(『東洋の思想と宗教』三七、二〇二〇年)を参照。

(三六) 『孫子』作戦篇に、「孫子曰く、凡そ兵を用ふるの法は、馳車千乘、革車千乘、帶甲十萬ありて、千里に糧を饋る。さすれば則ち内外の費、賓客の用、膠漆の材、車甲の奉、日に千金を費す。然る後に十萬の師擧ぐ(孫子曰、凡用兵之法、馳車千乘、革

車千乘、帶甲十萬、千里饋糧。則内外之費、賓客之用、膠漆之材、車甲之奉、日費千金。然後十萬之師舉矣」とある。

〔三七〕<sup>①</sup>禁祥去疑、至死無所之〔三〇〕。〔三〇〕禁祿祥之言、<sup>②</sup>去疑惑之計〔魏武注「孫子」九地篇〕。

〔三二〕先知者、<sup>①</sup>不可取於鬼神〔三二〕、不可象於事、不可驗於度、必取於人、知敵之情者也〔三六〕。〔三三〕<sup>②</sup>不可以祭祀而求。〔三六〕<sup>③</sup>因問人也〔魏武注「孫子」用間篇〕。

〔三六〕後述するように、『孫子』の中で、唯一、兵陰陽的な記述が残る火攻篇の「日なる者は、月の箕・壁・翼・軫に在るなり。凡そ此の四宿なる者、風起ころの日なり（日者、月在箕・壁・翼・軫也。凡此四宿者、風起之日也）」という文章について、曹操は注をつけることがない。

〔四〇〕『三國志』卷一 武帝紀注引『魏書』に、「初め、城陽景王の劉章、漢に功有るを以て、故に其の國爲に祠を立て、青州の諸郡、轉た相倣効す。濟南尤も盛んにして、六百餘祠あるに至る。賈人或いは二千石の輿服・導從を假し、倡樂を作り、奢侈すること日々に甚しく、民貧窮に坐す。歴世の長吏、敢へて禁絶する者無し。太祖 到るや、皆祠屋を毀壞し、官吏に止絶して、民祠祀するを得ず。政を乘るに至るに及び、遂に姦邪鬼神の事を除く。世の淫祀、此に由り遂に絶ゆ（初、城陽景王劉章、以有功於漢、故其國爲立祠、青州諸郡、轉相倣効。濟南尤盛、至六百餘祠。賈人或假二千石輿服・導從、作倡樂、奢侈日甚、民坐貧窮。歴世長吏、無敢禁絶者。太祖到、皆毀壞祠屋、止絶官吏、民不得祠祀。及至秉政、遂除姦邪鬼神之事。世之淫祀、由此遂絶）」とある。なお、こうした態度を黃巾に評価されたこと、さらに青州黃巾を自らの軍事的な基盤としたことについては、渡邊義浩「曹操政權の形成」〔大東文化大学漢学会誌 四〇、二〇〇一年〕、『三國政權の構造と「名士」前掲に所収〕を参照。

〔四二〕途有所不攻、軍有所不擊、<sup>①</sup>城有所不攻〔九〕、地有所不爭、<sup>②</sup>君命有所不受〔二〕。……〔九〕<sup>③</sup>城小而固、糧饒、不可攻也。操所以置華・費而深入徐州、得十四縣也。……〔二〕苟便於事、不拘於君命也〔魏武注「孫子」九變篇〕。

〔四三〕『十一家注孫子校理』九變篇に引く杜牧の注に、「（曹）操華・費を捨てて攻めず、故に能く兵力完全し、深く徐州に入り、

十四縣を得たるなり。蓋し言へらく、要害の地・深峻たる城隍に敵するや、多く糧食を積み、我が師を留まらしめんと欲す。若し之を攻拔すれども、未だ利と爲すに足らず、拔けざれば則ち我が兵勢を挫く。故に攻むる可からざるなり（曹）操舍華・費不攻、故能兵力完全、深入徐州、得十四縣也。蓋言、敵於要害之地・深峻城隍、多積糧食、欲留我師。若攻拔之、未足爲利、不拔則挫我兵勢、故不可攻也」とある。

〔四三〕故用兵之法、①十則圍之、②五則攻之、倍則分之、敵則能戰之、少則能守之、不若則能避之。〔二〕以十敵一、則圍之。是謂將智勇等而兵利鈍均也。若主弱客強、③操所以倍兵圍下邳、生擒呂布也（魏武注「孫子」謀攻篇）。

〔四四〕「十一家注孫子校理」謀攻篇に引く杜牧の注に、「圍なる者は、四面の壘に合はせ、敵をして逃逸するを得ざらしむるを謂ふ。凡そ四を圍み合はずには、必ず須く敵城より稍や遠く去り、地を占むること既に廣く、守備すること須く嚴なるべし。若し兵多きに非ざれば、則ち闕漏有り。故に兵を用ふること十倍有るなり。呂布の敗るるや、是れ上下相疑ふなり。侯成陳宮を執らへ布を委て降るは、能く擒へらるる所以なり。曹公の兵力にして能く之を取るに非ず。若し上下相疑ひ、政令一ならざれば、設使圍はざるとも、自づから當に潰叛すべし、何ぞ況んや之を圍むをや。固より須く破滅す。孫子の言ふ所の、十なれば則ち之を圍むは、是れ將の勇智等しくして兵の利鈍均して、敵人の自づから離叛する有るを言はず。曹公倍兵もて布を降すと稱するは、蓋し圍の力の窮まれるに非ざるなり。此れ以て訓へとす可からざるなり（圍者、謂四面壘合、使敵不得逃逸。凡圍四合、必須去敵城稍遠、占地既廣、守備須嚴。若非兵多、則有闕漏、故用兵有十倍也。呂布敗、是上下相疑。侯成執陳宮委布降、所以能擒。非曹公兵力而能取之。若上下相疑、政令不一、設使不圍、自當潰叛、何況圍之。固須破滅。孫子所言、十則圍之、是將勇智等而兵利鈍均、不言敵人自有離叛。曹公稱倍兵降布、蓋非圍之力窮也。此不可以訓也）」とある。

〔四五〕魏武注の特徴として、馬宝記「曹操《孫子注》的成就及其實踐價值」（瀋陽師範學院學報）哲學社会科学版三一六、二〇一一年）は、「孫子」の本文が六〇四〇字であることに対して、魏武注が三八七一字で、約六五％であることから、簡略な注を魏武注の特徴としている。梁舟・熊劍平「《孫子》曹注研究」（孫子研究）二七、二〇二〇年）は、簡略な言葉、実用を重んじ

平易で質朴、注をつける方法の多様性を挙げている。

(四六) 太祖自統御海内、芟夷羣醜、其行軍・用師、大較依孫・吳之法。而因事設奇、誦敵制勝、變化如神。<sup>①</sup>自作兵書十萬餘言、諸將征伐、皆以新書從事。<sup>②</sup>臨事又手爲節度、從令者克捷、違教者負敗。與虜對陣、意思安閑、如不欲戰。然及至決機乘勝、氣勢盈溢。故每戰必克、軍無幸勝(『三國志』卷一 武帝紀注引『魏書』)。

(四七) (曹操) 博覽群書、特好兵法、<sup>③</sup>抄集諸家兵法、名曰接要(『三國志』卷一 武帝紀注引孫盛『異同雜語』)。

(四八) 渡邊義浩「魏武注『孫子』と曹操の戦法」(『多元文化』一一、二〇二二年)を参照。

(四九) 護軍については、石井仁「曹魏の護軍について」(『日本文化研究所研究報告』二六、一九九〇年)を参照。

(五〇) 俄而(孫)權率十萬衆圍合肥、乃共發教。教曰、若孫權至者、張・李將軍出戰。樂將軍守護軍、勿得與戰(『三國志』卷十 張遼傳)。

(五一) 臨戰、<sup>①</sup>兵・弩不可離陣。離陣、伍長・什長不舉發與同罪。無將軍令、<sup>②</sup>有妄行陣間者斬。臨戰、<sup>③</sup>陣騎皆當在軍兩頭、前陷、陣騎次之、遊騎在後。違令、髡鞭二百。<sup>④</sup>兵進、退入陣間者斬。若步騎與賊對陣、臨時見地勢便、欲使騎獨進討賊者、<sup>⑤</sup>聞三鼓音、騎特從兩頭進戰、視塵所指。<sup>⑥</sup>聞三金音還。此但謂獨進戰時也(『通典』卷一百四十九 兵二)。

(五二) 其<sup>①</sup>步騎大戰、進退自如法。吏士向陣騎馳馬者斬。吏士有妄呼大聲者斬。追賊、不得獨在前在後、犯令者罰金四兩。士將戰、皆不得取牛馬・衣物、犯令者斬。<sup>②</sup>進戰、士各隨其號。不隨號者、雖有功不賞。進戰、後兵出前、前兵在後、雖有功不賞。

<sup>③</sup>臨陣、牙門將・騎督明受都令。<sup>④</sup>諸部曲・都督・將・吏士各戰時、校督・部曲督住陣後、察凡違令畏懦者。<sup>⑤</sup>有急、聞雷鼓音絕後、六音嚴畢、白辨使出。卒逃歸、斬之。一日家人弗捕執、及不言於吏、盡與同罪(『通典』卷一百四十九 兵二)。

(五三) 船戰令曰、<sup>①</sup>雷鼓一通、吏士皆嚴。<sup>②</sup>再通、什伍皆就船、整持櫓棹。戰士各持兵器就船、各當其所。幢幡旗鼓、各隨將所載船。<sup>③</sup>鼓三通、大小戰船以次發。<sup>④</sup>左不得至右、右不得至左、前後不得易處。違令者斬(『通典』卷一百四十九 兵二)。なお、『太平御覽』卷三百三十四 兵部六十五 戰艦にも同文を引くが、字句に異同がある。

(五四) 石井仁「曹操の学問と教養——『魏武四時食制』を中心に」(『二松学舎大学人文論叢』九一、二〇一三年)。

(五五) 魏武兵書節要曰、<sup>①</sup>孫子稱司雲氣、非雲、非煙、非霧、形似禽獸。客吉、主人忌(『太平御覽』卷八 天部八 雲)。

(五六) 魏武帝兵書接要曰、大軍將行、雨濡衣冠、是謂<sup>②</sup>灑兵、其師有慶。又曰、三軍將行、其旗墊然若雨、是謂<sup>③</sup>天露、三軍失徒。

將陣、雨甚、是謂<sup>④</sup>浴戶、先陣者敗亡。又曰、大將始行、雨而薄、不濡衣冠、是謂<sup>⑤</sup>天泣、其將大凶、其卒散亡(『太平御覽』卷十一 天部十一 雨)。

(五七) 陰陽者、順時而發、推刑德、隨斗擊、因五勝、假鬼神而爲助者也(『漢書』卷三十 芸文志)。

(五八) 發火有時、起火有日。<sup>①</sup>時者、天之燥也「一」。<sup>②</sup>日者、月在箕・壁・翼・軫也。凡此四宿者、風起之日也。「二」燥者、旱也

(『孫子』火攻篇)。

# Cao Cao's Military Thought: With a Focus on His Commentary on the *Sunzi*

WATANABE Yoshihiro

The Yinqueshan 銀雀山 Han slips have played a decisive role in elucidating the formation of the *Sunzi* 孫子 (*Art of War*), and they include what is thought to be a regional variant text common to the Sun family and a school of disciples (“Qi *Sunzi*”), consisting of the writings of Sun Wu 孫武, which form the core of the received text of the 13-chapter *Sunzi*, together with some writings of Sun Bin 孫臏, such as the “Qin Pang Juan” 擒龐涓, “Jian Weiwang” 見威王 (provisional title), “Weiwang wen” 威王問, and “Chen Ji wen lei” 陳忌問罍. It was not the case that Cao Cao created the standard text of the *Sunzi* by picking out from texts common to the Sun family and a school of disciples such as the “Qi *Sunzi*” the thirteen chapters considered to have originally been the work of Sun Wu. Instead he created the standard text by collating several texts of the *Sunzi* that had roughly the same number of characters as the 13-chapter received text and included a text deriving from the Yinqueshan Han slips. When doing so, Cao Cao made the contents of the *Sunzi* more abstract, deepened their implications, and altered them so that they could be applied to different situations, and it may be supposed that the philosophical character of the *Sunzi* was enhanced as a result of Cao Cao's editing of the text.

When writing his commentary on the *Sunzi*, Cao Cao added comments based on Huang-Lao 黃老 thought, which was found in the *Sunzi*, in order to add



depth to the characteristics of its military thought, and in his glosses he interpreted words and phrases in line with the text of the *Sunzi*. However, there are instances in which he added comments at variance with the arguments of the *Sunzi* on the basis of his own military experiences. In particular, he endeavoured to explain his military thinking in concrete detail with regard to the two battles in Xuzhou 徐州. However, this was limited to two passages, and on the whole his comments are aligned to the *Sunzi*, which sets forth theories of military strategy in abstract terms.

This was a manifestation of Cao Cao's military thought, according to which, as is stated in the *Sunzi*, individual battles are always different because of various conditions such as the character of the region, the terrain, and the behaviour of the other side, and no positive significance can be found in lending specificity to comments on a book about military strategy. Whenever he was engaged in actual warfare, Cao Cao would issue military orders, and he also gave instructions through military orders regarding weapons and types of troops not mentioned in the *Sunzi*. Furthermore, the *Bingshu jiejiao* 兵書接要, said to have been excerpted from other books on military strategy, records ideas about "military *yin* and *yang*," not included in the *Sunzi*. Even though he wrote a commentary on the *Sunzi*, which had broken free from magic and understood warfare in rational terms, Cao Cao, having experienced defeat due to happenstance in the midst of actual fighting, felt that there were limits to the rational character of the *Sunzi*, in which it is stated that before any engagement the general should determine in the ancestral temple how many factors are in his favour. Cao Cao regarded the *Sunzi* as the best treatise on military strategy and wrote his commentary in line with its contents, but nonetheless he was well aware of its limitations. For this reason he prepared the *Bingshu jiejiao*, which supplemented the principles of the

*Sunzi*, and also provided military orders that gave instructions for specific tactics, thereby sharing his research on the science of war with his generals and attempting to take unified military action. Herein lies the distinguishing feature of Cao Cao's military thought.